

ふじさき
広報 Fujisaki

2026

2

No.251



令和8年藤崎町消防出初式
地域を守る力、ここに集結

家庭系ごみ収集方法の 統合について



〈新しい収集分別方法について〉

令和8年4月からの収集分別方法が変わります。収集分別方法の詳細については、12月に助成券と一緒に毎月へ郵送している「家庭ごみ収集日程表」「家庭ごみ・資源物の分け方・出し方」ポスターにも記載しています。

新しい収集区分・収集回数・出し方

収集区分	収集回数	出し方
燃やせるごみ	週2回	共通指定ごみ袋
燃やせないごみ	月1回	共通指定ごみ袋
大型ごみ	年4回	12月～3月までは降雪のため、 収集が困難になることから、収集 を休止します。
危険ごみ	月1回	
蛍光管	月1回	
電池類	月1回	
かん	月1回	
びん		透明なごみ袋
紙パック		紙紐
ダンボール		紙紐
新聞・雑誌		紙紐
その他の紙		紙紐
ペットボトル		透明なごみ袋
プラスチック	月2回	透明なごみ袋

新しい分別方法

「プラスチック」の出し方が変わります



令和8年4月から「プラスチック」の分別方法が変わります。

これまで「その他のプラスチック」として収集していた「プラスチック製の容器包装」のほか、「燃やせないごみ」として収集していた「プラスチックの製品」も資源物として、「プラスチック」の日に収集します。

- **プラスチック製容器包装**…お菓子の袋、納豆のパック、シャンプーの容器など
(プラスチックのリサイクルマークのあるもの)
- **プラスチック製品**……………プラスチックハンガー、スポンジ、タッパーなど
(プラスチックのみでできているもの)



※ボールペン、プラスチック製のおもちゃなどは、インクやバネ、プラスチック以外のものを取り外したうえで出してください。

- **大型のプラスチック製品**…お盆、ざる、たらい、漬物おけ、水切りかご、お風呂の蓋、腰掛、洗面器、ベビーバス、洗濯かご、ちりとり、バケツ、衣装ケース、コンテナ、書類ケース、シューズボックス、買い物かご、ゴミ箱、植木鉢、プランター、じょうろ、クーラーボックス、そり

※**大型(45cm以上)**のプラスチック製品については上記の23品目のみ収集します。上記の品目以外の大型のプラスチック製品については、リサイクルの工程で支障となりますので、「**大型ごみ**」へ出してください。

●「プラスチック」資源に分類されないもの

収集業者等の安全のため、下記の混入には特にご注意ください。重大な事故の原因となるおそれがあります。

- ・使用済小型電子機器（モバイルバッテリーなど）
- ・火災の原因となるおそれのあるもの（電池、スプレー缶、ライターなど）
- ・けがの原因となるおそれのあるもの（カッター、かみそり、包丁など）
- ・感染の原因となるおそれのあるもの（点滴用器具など）
- ・硬すぎるもの（ヘルメット、まな板）



🗑️ カラス対策を実施しましょう

カラスは視覚に優れており、遠くから目で見えて餌となる食べ物を探しています。対策をせずにごみを出す则ちカラスがごみ袋をつついて、ごみが散乱する被害が発生します。カラスの餌となる生ごみを減らし、臭いのついた容器等は水ですすいで、臭いを軽減してから出しましょう。

●カラス対策ごみ箱を用意しましょう

ごみを出す際は、カラス対策ごみ箱の使用をお願いします。
12月に配付した購入助成券をご利用ください。

収納ボックスタイプ
(推奨品)



金属製ごみ箱タイプ

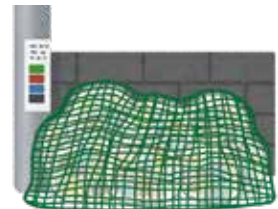


..... 推奨しないもの

ポリバケツタイプ
(背が高く不安定なため、
本体や蓋が道路に転がって
危険な場合があります。)



ネット
(カラスが隙間からくちば
しで、ごみを引っ張り出し、
ごみが散乱する被害が
出ています。)



常盤地区の皆さまへ

🗑️ 黒石地区清掃施設組合への直接搬入の受入停止について

黒石地区清掃施設組合では、3月20日（金）をもってごみの直接搬入の受入れを終了します。
3月21日以降、引っ越し等で大量のごみが出る場合は、一般廃棄物の処理業者に依頼してください。
4月1日以降は弘前地区環境整備事務組合で受入れします。

出典：経済産業省「ごみイラスト素材集」(<https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/illust/>)

■お問合せ 住民課環境係 ☎88-8169

12.7 みんなで凧を制作しました



場所：常盤生涯学習文化会館

町子ども会育成連合会（会長 葛西 金美）主催の「凧作り教室」が開催され、町内の小学生5名が参加しました。参加者は、葛西会長の説明を受けながら、下書きと色塗りをした絵に骨組みを貼り付け、最後に糸を通して凧を完成させました。参加者は、嬉しそうに笑顔で完成した凧を持ち帰りました。

12.13 プロ指導者から野球を学ぶ



場所：藤崎グラウンド

株式会社三浦組（代表取締役 三浦 洋之）が、子どもたちの技術向上と野球への夢を育むことを目的に野球教室を開催しました。講師として楽天ゴールデンイーグルスの渡辺直人二軍監督を迎え、藤崎桜城リトルシニアの選手たちを指導しました。渡辺監督は「野球を好きな気持ちと感謝を忘れず、可能性を信じて頑張してほしい」と子どもたちにエールを送りました。

12.22 ゲームで学ぶSDGs



場所：明徳中学校

12.12 いざというときのために



場所：町文化センター

町内会と自主防災組織隊を対象とした防災研修会が開催されました。35名が参加し、北分署署員の指導の下、胸骨圧迫の方法やAED（自動体外式除細動器）の使用方法など、救急救命法について学びました。参加者は、わからないことを質問したり、積極的に実践に参加するなどし、知識の習得に向けて熱心に取り組んでいました。

12.17 全国学生相撲で二連覇



場所：役場応接室

第50回全国学生相撲個人体重別選手権大会で、75kg未満級に出場した専修大学4年の棚内陽向さんが二連覇を達成しました。12月17日に来庁し、「節目の大会で優勝できてうれしい。決勝は厳しい場面もあったが、気持ちで勝ちきった」と喜びを語りました。大学卒業後は、指導者として後進の育成に力を注ぎたいと話していました。

12.23 えほんサンタがやって来た



場所：ふじこども園

町社会福祉協議会が、ふじこども園で「えほんサンタがやって来た事業」を実施しました。サンタクロースとトナカイに扮した職員が絵本の贈呈や読み聞かせを行い、子どもたちは目を輝かせていました。この取り組みは、子どもたちに楽しい時間を届けるとともに、子育て世帯に社協の活動を知ってもらうことを目的に初めて企画され、23日から25日まで町内7保育施設で行われました。

1.9 みんなで作ろう！子ども料理教室



場所：町文化センター

町食生活改善推進委員会が主催する「子ども料理教室」が開催され、町内の小学生12名が参加しました。

今回は、さつまいものグラタンやきなこ汁粉など、野菜や栄養たっぷりの食材を使った5品を調理しました。完成後は自分たちで作った料理をみんなで楽しく味わいました。

1.9 藤崎町シニアクラブ 受賞を報告



場所：役場応接室

12.28 生け花教室で交流深める



場所：柏木堰集会所

柏木堰老人クラブ老喜会が、地域の交流を目的に「生け花教室」を開催し、8名が参加しました。会員の福士 友子さんが講師となり、茎の長さや配置、花を美しく見せるアドバイスをしながら、参加者それぞれが作品を完成させました。参加した工藤 哲子さんは「玄関に飾るのが楽しみ」と笑顔で話していました。

1.9 アロマで心も体もリラックス



場所：藤崎老人福祉センター

傾聴サロン＆オレンジカフェで、アロママッサージが開催されました。会場には心地よい香りが漂い、いつもとはひと味違う癒しの空間が広がりました。優しいマッサージとアロマの香りに包まれ、参加者からは「とても気持ちいい。また体験したい」と好評の声が聞かれました。

令期 12月5日～11日〈7日間〉

令和7年第4回 議会定例会

令和7年12月5日から11日まで、令和7年第4回藤崎町議会定例会が開かれ、発議1件、議案18件について審議され、原案通り可決し、閉会しました。



▼ 審議された議案の案件及び内容

- 発議** ・藤崎町議会議員の議員報酬及び費用弁償の額等並びにその支給条例の一部を改正する条例案
- 議案**
- ・ふじさきアクアポニックスタウンの設置及び管理に関する条例案
 - ・藤崎町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案
 - ・藤崎町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
 - ・藤崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
 - ・藤崎町コミュニティ施設条例の一部を改正する条例案
 - ・藤崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案
 - ・藤崎町ときわ小学校通り交流プラザの指定管理者の指定の件
 - ・ふじさきアクアポニックスタウンの指定管理者の指定の件
 - ・スポーツプラザ藤崎等の指定管理者の指定の件
 - ・藤崎町文化センター等の指定管理者の指定の件
 - ・青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について
 - ・青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について
 - ・令和7年度藤崎町一般会計補正予算（第4回）案
 - ・令和7年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第3回）案
 - ・令和7年度藤崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）案
 - ・令和7年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第3回）案
 - ・令和7年度藤崎町水道事業会計補正予算（第2回）案
 - ・令和7年度藤崎町下水道事業会計補正予算（第2回）案

補正予算

一般会計

人事院勧告に基づく給与改定のほか、保育所等運営費の公定価格の改定等による教育・保育給付費の増額、ふるさと納税に係る事務費の追加への対応が主なもので、歳入歳出とも**1億3,727万8千円**を追加しました。

特別会計

- ・国民健康保険（事業勘定）特別会計
歳入歳出とも**758万5千円**減額
- ・後期高齢者医療特別会計
歳入歳出とも**457万円**追加
- ・介護保険（事業勘定）特別会計
歳入歳出とも**3,900万1千円**追加

公営企業会計

- ・水道事業会計
収益的収入及び支出
支出**162万6千円**調整
- ・下水道事業会計
収益的収入及び支出
収入支出とも**474万7千円**追加

一般質問

棚内 伸治 議員

拓令会

クマをはじめとした鳥獣被害対策の強化について



Q (1) 藤崎町における被害の現状と分析について

- (2) 緊急銃猟マニュアルの策定について
- (3) 農業被害対策と農家支援について
- (4) 人命保護と安全教育について
- (5) 今後の総合的な体制づくりについて

A (1) 9月21日に水沼地区の樹園地でクマ1頭が出没し、男性1名が軽傷をしたほか、11月2日に、イノシシ3頭の日撃情報と、矢沢地区で、イノシシと軽自動車の衝突事故が発生しています。

なお、農作物の被害は、現在のところ確認されていません。

(2) 市町村の判断で猟銃の使用が可能となる「緊急銃猟」について、県や近隣自治体のマニュアル等を参考に策定を進め、緊急銃猟に関する町の体制を整えたいと考えています。

(3) 有害鳥獣毎に対応が異なるため、各々に有効な対策を講じ、各関係機関との情報共有を図りつつ、クマの日撃情報があった際には箱わなを設置するなど、人的被害及び農作物の食害等の防除に努めたいと考えています。

農家支援についても、近隣自治体の支援策を参考に、前向きに検討したいと考えています。

(4) 令和2年度をもって町ハンタークラブが解散したことで、その対応に苦慮していたところですが、先般、青森県猟友会中弘支部撫牛子班からご協力の申し出があり、6名の方に有害鳥獣捕獲等の許可証を発行したところです。

また、クマなどの日撃情報があった際には、町防災無線や、広報車による巡回を行うほか、町ホームページなどを活用し広く注意喚起を行います。

安全教育については、国や県等の専門家の意見を参考に、今後、検討を進めたいと考えています。

(5) 令和8年度に向けて、町、農協、猟友会、警察等をメンバーとした協議会の設置を検討しており、人的被害の防止に重点を置き、緊急的に対応が必要となる場合等の連絡体制や役割分担等について整理し、鳥獣被害対策の強化を図っていきたいと考えています。

学校運営協議会（コミュニティスクール）の導入・推進について

Q (1) 地域参加の現状と課題について
(2) 導入した場合の教育的・地域的効果について
(3) 今後の取り組みと展望について

A (1) コミュニティ・スクールは、保護者や地域の方々が学校運営に参画し、地域が一体となり子どもたちの健全育成や学校運営の改善に取り組むことを目的とする制度です。

当町では、コミュニティ・スクールの導入には至っていませんが、地域住民が学校行事へ参加するなどの活動が行われています。ただし、参加者の固定化や協力者不足が課題となっていることから、町内会やPTA経験者等の新たな地域人材の活用を広げるため、今後、検討を進めたいと考えています。

(2) 教育は、地域住民にとって身近で関心の高い行政分野であり、教員のみが担うのではなく、広く地域住民の意向や協力を得て行われることが望ましいものとされており、制度を導入した場合は、学校運営の透明性の向上や教育活動の地域連携強化が図られるものと考えています。

(3) 来年度から、全小中学校にコミュニティ・スクールを設置する方向で準備を進めています。

これにより、学校の運営や 課題に対し、保護者や地域住民の皆さまが参画する仕組みを整えることができ、協議会独自の活動を考え、実施することで、学校教育活動を支援する取組が充実し、子どもたちの成長に繋がるものと考えています。

石澤 貴幸 議員

拓令会

町広報誌等の配布方法について



Q (1) 町内会長向けのアンケートが実施されたが、その結果について。
(2) 町内会への負担を軽減する方策はないか。

A (1) (2) 町では、毎月1日発行の広報ふじさきと、毎月15日発行の広報お知らせ号を発行しており、行政連絡員制度により毎戸配布を行っています。

先般、広報誌等の配布に係る行政連絡員や町内会の皆さまの負担軽減と配付率の向上を目的としたポスティング方式導入に関する町内会長へのアンケート調査を実施しました。調査の結果は、約70%の方が広

一般質問

報誌等の配布について負担であると感じており、民間業者委託によるポスティングの導入に関しましては、「賛成」が50%、「どちらでもよい」が35%に対し、「これまで通り行政連絡員により配布したい」が15%となりました。

一方、一部の方から、広報誌の配布の際に、安否確認や地域の見守りを兼ねているとのご意見や、ポスティング導入により町内会の運営財源の目減りを心配される声もありました。

町としては、アンケート結果を踏まえ、町内会役員の高齢化や人手不足の問題、町内会や行政連絡員の皆さまの負担軽減のため、まずは、来年度より広報お知らせ号を廃止し、広報誌等の発行は月1回とする方向で調整を進めています。

また、ポスティング方式につきましても、一部の方からいただいたご懸念等の対応方法について検討を進め、方向性を定めるとともに、SNSなどを活用した取組を強化するなど、より効果的な情報の発信に努めたいと考えています。

公共施設等総合管理計画について

- Q** (1) 計画の実施状況について。
(2) 公民館や集会所の老朽化について。
(3) 蛍光灯からLEDへの切り替えについて。

A (1) 公共施設等総合管理計画は、町の将来的な公共施設等の維持管理や更新・統廃合・長寿命化等に関する具体的な方針を定めており、本計画に基づき公共施設等を総合的に管理し、事業を実施しているところです。

計画の実施状況としては、施設の長寿命化と安定的な機能維持を図るため、令和5年度から令和6年度にかけて「明徳中学校予防改修事業」を、今年度は「北常盤駅自由通路エレベーター更新事業」などを実施しています。

(2) 公民館や集会所の多くの施設が築40年を経過しており、公共施設等総合管理計画における劣化状況評価では、特に外壁や電気設備、機械設備において広範囲にわたり劣化が確認されています。

本計画では、施設の長寿命化と将来的なコスト削減を実現するため、施設の大規模改修や長寿命化改修を実施する目安の時期を設定していますが、現時点で具体的に大規模改修を予定している公民館や集会所は無い状況です。

なお、各施設において計画外の修繕等が必要となった場合は、町が修繕等に要する経費の7割を補助金として交付する制度を設けており、町内会等の主体的な施設管理を支援し、中長期的な維持管理コストの縮減を図っています。

(3) 照明器具のような特定の設備の更新時期については、各施設の状況に応じて判断していくことになっています。

また、「水銀に関する水俣条約」において、蛍光灯の製造と輸出入が令和9年末をもって禁止されることが決定しています。

このような状況を踏まえ、LEDへの切り替えについては、令和9年を見据え、各施設のLED化の状況や既存の照明器具の劣化状況等を精査した上で、個別に更新に向けた検討を進めていきたいと考えています。

重点支援地方交付金について

Q (1) 物価高騰対応として藤崎町に適している使い道とはどのようなものがあるか。

A (1) 当町では、これまでに町民の皆さまが利用できる5,000円分の商品券発行事業や子育て世帯へのおむつ等助成券交付事業、学校給食の材料費の支援事業を実施してきたところです。

今般、国では物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するため、2兆円の重点支援地方交付金の追加交付の方針を示しており、これまで町が実施してきた消費下支えの取組のほか、お米券などによる食料品の物価高騰に対する支援や、水道料金の減免などの施策が盛り込まれています。

町としては、国の方針及び交付金の予算規模を踏まえつつ、町民生活の安定と地域経済の回復を最優先に考え、町民や事業者を広く支援すべく、現在、地域の実情に即した使い道を各部署において検討しているところです。

五十嵐 忍 議員

町民クラブ

合併20周年記念事業について



Q (1) 町長や町議会議員の元職の中に、記念式典に招待された方とされなかった方がいる。どういう基準で人選したのか。

(2) 記念式典には招待されたのに、そのあとの祝賀会には招待されなかった方がいる。どういう基準で人選したのか。

(3) 20周年記念誌(町史)の歴代町長について重大な誤りがあったが、校正体制はどうなっていたのか。

(4) 20周年記念として開催を予定していた梅沢富美男劇団公演を中止した理由は何か。

A (1) (2) 式典会場の町文化センター大ホールにおける収容人数約600人に対し、10周年記念

式典の名簿を参考に、500名ほどの方をご案内し、残りの100席ほどを一般参加の皆さまのお席として想定をしました。

結果として、400名程度の方にご列席いただき、盛大に開催することができました。

式典については、これまで様々な立場で町の歴史に関わってこられた皆さま方がいる中で、できる限り、幅広い分野からご列席いただきたいとの思いと招待枠の席数を考慮しながら、主に現役で活躍されている皆さまに比重をおいて案内させていただいたところです。

また、式典後の祝賀会については、10周年時に開催した際、200名以上の規模で実施した結果、会場があまりにも混雑し、歩くこともままならない状態であったとの反省点から、150名程度を最大値と想定して、180名ほどの方に案内させていただきました。式典への案内は、複数の団体を抱える連合組織や各団体からの参加は代表者の方のみとするなど、限定的にご案内をさせていただきましたが、もう少し配慮すべき点があったと、反省もしているところです。

(3) 歴代町長の記載漏れがあったことについては、町民の皆さま及び関係者の皆さまにご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

このたびの記載漏れは、平成8年3月発行の藤崎町誌等の資料を参考に編集を行った際、合併前後の旧藤崎町の歴代町長の整理が十分に行われなかったこと、また、編集過程において、編さん業務委託業者による取りまとめ資料を基に、町史編さん委員と生涯学習課職員の複数名による校正体制で実施しましたが、最終確認の工程が不十分であったことが要因であると考えています。

今後、刊行物の編集の際には、確認体制の強化及び校正手順の明確化、さらに複数の担当者による最終点検の実施を徹底し、再発防止に努めてまいります。

(4) 本公演は、令和8年3月29日の開催に向けて準備を進めていましたが、梅沢富美男事務所との調整の過程で、事業実施における課題が生じ、開催が困難であると判断しました。

公演を楽しみにされていた町民の皆さま及び関係者の皆さまには、大変申し訳なく思っております。今後は、事業計画の検討・調整の段階において、より一層慎重を期すとともに、町の文化振興に資する取組を進めたいと考えています。

児童公園のあり方について

Q (1) 土・日と祝日の利用は、原則子ども優先にしてほしいという町民の声がある。すみ分けについて町はどう考えているか。

(2) 障がいのある子も楽しめるインクルーシブ遊具は現在設置されているか。また、今後設置する計画はあるか。

A (1) 建設課が所管し、皆さまにご利用いただいている公園は10か所あり、このうち、藤崎児童公園と福島子どもの森公園では、4月下旬から11月末までの期間、グラウンドゴルフの競技目的での使用許可願いが提出され使用を許可していますが、グラウンドゴルフの代表者の方によりますと、競技中に子どもたちが来園した場合には、子どもたちが公園を利用できるように場所を空ける配慮をしているとのことです。

公園は、地域住民の交流と健康の増進、豊かな人間性を培う憩いの場として、全ての世代が快く利用できるよう、利用者からのご意見を取り入れながら、年齢別による利用時間帯のバランスが図られた利用形態となるよう、配慮したいと考えています。

(2) インクルーシブ遊具は、考え方自体が比較的近年のものであり、国等においても基準及び定義等が確立されておらず、一般的には、障がいの有無、年齢、性別等に関係なく誰もが一緒に遊ぶことができるように設計された遊具のことを指しているものです。

町内の公園に設置している遊具は、設置時にインクルーシブの考え方が浸透していない時期のものであり、また、定義や基準が曖昧な状態であることからインクルーシブに該当するかの判断が難しいものとなっています。

現時点で、インクルーシブな遊具の設置に関する計画を策定する予定はありませんが、施設の老朽化に伴い、遊具等の改修や更新をする際には、障がいの有無に関わらず、誰もが安心して安全に利用できる公園の整備を念頭に計画していきたいと考えています。

奈良岡 文英 議員

町民クラブ

町長の政治姿勢について



Q (1) 公職選挙法違反容疑で書類送検された件について

- ①今後の捜査の進展はどのようになっていくのか
- ②町政に影響はしていないのか
- ③町民に対して説明責任は果たしたといえるのか
- ④政治的道義的責任の取り方はどのようにするのか

A (1) ①②③④ 捜査の進展に関しては、捜査機関又は検察等から示されているものは無く、また、私が関知できるものでもありませんので、お答えできるものではありません。

なお、町政への影響につきましては、多くの町民の皆さまにご心配をおかけしており、申し訳ない気持ちでいっぱいですが、幸い、公務に関しては、副町長を

一般質問

はじめ、各課長の協力もあり、支障もなく遂行できているところです。

また、説明責任については、まだ起訴前の段階において、可能な限り、記者会見や複数回の取材への対応によりお話をさせていただいたところですが、今後の状況を踏まえ、都度、判断したいと考えています。

同様に、責任のあり方についても、起訴の有無や起訴内容が示されていない段階で、判断しかねるところもありますので、結果を踏まえて判断していきたいと考えています。

農業振興助成事業について

Q (1) 稲わらすき込み費用助成事業とモモシンクイガ防除事業について

- ①事業の目的と周知対策について十分浸透しているのか
- ②2年間の実績と成果はどのように考えているのか
- ③今後の事業継続について

A (1) ① 稲わらすき込み費用助成事業は、稲わらの有効利用と焼却防止に向けた土づくりを目的に、10アール当たり1,000円を補助しています。モモシンクイガ特別防除対策事業は、りんごのモモシンクイガ被害を防止するため、発生抑制に有効な交信攪乱剤による産地一丸となった防除に対する支援を目的に、一束50本当たり2,600円を上限とし、4分の1の購入経費を補助しています。

各事業の周知は、町広報誌及び広報誌への折り込みチラシ等により行っていますが、申請期間や効果的な周知方法について検証し、より多くの農家の方が事業を有効に活用できるよう努めていきたいと考えています。

②令和6年度の実績は、稲わらすき込み費用助成事業が、水稻作付面積1,212ヘクタールに対し、すき込み面積が362.3ヘクタールとなり、29.9%の実施率となっています。モモシンクイガ特別防除対策事業は、町のりんご経営体517のうち253の経営体が実施し、実施率は48.9%となっています。

今年度は、現時点において、稲わらすき込み費用助成事業は、水稻作付面積1,212ヘクタールに対し、すき込み面積が202.6ヘクタールで、実施率は16.7%、モモシンクイガ特別防除対策事業は、町のりんご経営体517のうち246の経営体が実施しており、実施率は47.6%となっています。

稲わらすき込み費用助成事業は、今年度に事業を実施する農家が減少しており、令和6年度から13.2%の減となっていますが、モモシンクイガ特別防除対策事業については、継続して事業を実施する農家も多く、農家の方からご好評をいただいていることから、引き続き支援を実施したいと考えています。

③稲わらすき込み費用助成事業は、令和6年度から2年間、モモシンクイガ特別防除対策事業は、令和6年

度から3年間の計画で実施しているところです。

稲わらすき込み費用助成事業については、活用された稲作の経営体の方々が、事業の目的を理解し、補助事業終了後も自発的にすき込み事業を継続していただくことを期待して時限的に実施したものであり、今後の継続については、2年間の実績を分析・評価し、事業の必要性について検証を行い、判断したいと考えています。

また、モモシンクイガ特別対策事業については、病害駆除として一定の効果を発揮するまで3年間の継続が必要であると見込んでいることから、事業の継続については、令和8年度の事業終了後に、同様に検証を行い、判断したいと考えています。

浅利 直志 議員

日本共産党

町長の政治姿勢について



Q (1) 政治責任について。

①選挙の公平性確保を基本とする「公選法」の中で「公務員の地位利用」禁止条項の立法理由と町長の過去と現在の基本認識を問う

②法定外文書頒布違反を知る機会がなかったのかについて

③県警から地方検察庁に書類送検されたが、地検が裁判所に起訴した段階で政治責任をとり、辞職をするという町民の理解でよいのかについて

A (1) ①②③ 公務員の地位利用とは、指揮命令権や人事権、予算権などに基づく影響力を行使して選挙活動を行うことなどであり、具体的には様々な事例が記載されています。

今回、メールやラインのやり取りなどが大きく取り上げられておりますが、選挙運動等におけるインターネットや様々なアプリ等に関する取り扱い方につきましては、公職選挙法の解釈上、難解な部分も多く、また、私自身の町長選挙等に選挙管理委員会から配付される資料等の確認不足もあったことから、このような状況になったものと深く反省しているところです。

私自身が、優位的な立場から、圧力を以て投票を促すような意図は決してありませんでしたが、行動に関しての法的な判断については、結果を待つほかはないものと考えています。

責任の取り方については、結果を踏まえて判断したいと考えています。

ライフラインである水道事業について

Q (1) 本年10月17日、旧育英小付近の水道管破損による4時間余りの断水について。

①原因と今後の全町的対応策について

②防災用井戸の認定・設置について

A (1) ①町道福館水木線において発生した水道管本管漏水事故につきましては、断水を余儀なくされた、久井名館、富柳、福館地区の約300世帯の皆様にご迷惑をおかけしましたことを、お詫び申し上げます。

漏水の原因は、当該水道管が昭和58年に布設された老朽管であったことに加え、水道管の真下にコンクリートの基礎が存在したことにより、局所拘束や応力集中が生じ、水道管の下部に亀裂が生じ、漏水が発生したものと推測しています。

水道管の老朽化対策は全国的にも喫緊の課題であり、当町においても、重要施策の一つとして位置づけているところですが、当町の水道管は、総延長が約120キロメートルにも及び、全ての水道管を更新する場合には、約120億円もの予算が必要であると試算されていることから、老朽化の程度や災害時の重要性、さらには耐震性など、様々な角度から優先順位を検討し、水道管の更新と耐震化を進めたいと考えています。

②防災用井戸は、災害によって水道が断水した際に、生活用水を確保するための緊急時に利用可能な代替水の一つで、主にトイレ、洗濯などの生活用水に活用できる水源の一つです。

令和7年3月には、災害時地下水利用ガイドラインが作成され、「代替水源として地下水の利用を検討しておくことが重要」としながら、同時に「地下水マネジメントの必要性及び過度の利用は地盤沈下など回復が困難な状況を招きかねない」など慎重な取り扱いが必要であるとも記載されているところです。

現在、町では災害用井戸の検討はしていないものの、他の代替水源であるプールの水、河川等も含め、近隣の市町村の動向も注視しつつ、必要に応じて検討を進めたいと考えています。

駅舎の利用について

Q (1) 北常盤駅、藤崎駅の乗降人員の現状と利活用の強化について。

A (1) 北常盤駅の乗車人員は、JR東日本のホームページによると、令和6年度の1日あたりの平均乗車人員は387名となっています。

一方、藤崎駅の乗車人員は、JR東日本のホームページでは公表されていないことから、把握はしておりません。

また、北常盤駅舎併設のコミュニティプラザ「ぽっ

ぽら」は、町商工会を指定管理者として、施設の管理運営をお願いし、町民の方や北常盤駅利用者の方の憩いの場として開放しているほか、年に数回、物品販売や集会の場として町内の団体などに貸出しを行っています。

今後も、町商工会と連携し、各種イベントの実施など、地域のコミュニティづくりの拠点施設としてご利用いただけるよう管理に努めてまいりたいと考えています。

町の温泉施設について

Q (1) 西豊田温泉の新源泉地のボーリングについて。
(2) 常盤温泉のメンテナンスと予算確保の必要性について。

A (1) 西豊田温泉の源泉は、上下水道課の敷地内にあり、同じ場所で掘削をする場合、近隣住宅や水道の配水池と極めて近く、掘削時の騒音や振動の影響が大きく懸念され、また、掘削のための設備を設置するスペースの確保が難しいことから、現在とは別の新たな掘削場所が必要となっています。

そのため、本年9月に、専門業者と温泉掘削の準備調査に係る業務委託を締結し、候補場所の検討を進め、現時点では、藤崎老人福祉センター駐車場隣の空き地となっている草地在り、有力な候補地としてあげられています。

今後、掘削に向けて周辺住宅への影響の範囲、既存の温泉設備との接続確認、さらに掘削後の維持管理のほか、様々な懸案事項を十分に検討しながら、準備手続を進めたいと考えています。

(2) 今回の藤崎老人福祉センターの温泉休業の事案を踏まえ、温泉井戸設備の定期的な点検の重要性を改めて認識しているところです。本事案の発生後には、ときわ温泉における保守点検に関し、福祉課と町社協、設備業者とで内容やスケジュールについて打合せ協議を行い、相応の費用が必要となることを確認したところであり、ときわ温泉利用者の方にご不便をおかけしないよう、財政課と十分に協議を行い、適切に対応したいと考えています。



国の重点支援地方交付金等を活用した支援事業のお知らせ

町では、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている町民や町内事業者を支援するため、国の重点支援地方交付金等を活用して、次の支援事業を実施します。

福祉施設等支援事業

- 内 容 町内福祉施設等が安定した施設運営を継続できるよう、1施設につき20万円の支援金を交付します。
- 対 象 者 町内の保育施設等、医療機関、介護サービス施設、障害福祉サービス施設
- 実施時期 令和8年1月下旬
- 手 続 等 対象事業所へ申請書類を郵送します。
- お問合せ 福祉課介護保険係 ☎88-8198

福祉灯油購入費助成事業

- 内 容 住民税非課税世帯の方に対し、灯油購入費として1世帯につき7千円を助成します。
- 対 象 者 令和7年度住民税非課税世帯
- 実施時期 令和8年3月上旬
- 手 続 等 対象者へ申請書類を郵送します。
- お問合せ 福祉課福祉係 ☎88-8195

ふじさき生活応援商品券（第4弾）事業

- 内 容 ふじさき生活応援商品券（10,000円分）を、町民1人につき1セットを配付します。
- 対 象 者 令和8年2月24日現在において藤崎町住民基本台帳に記録されている町民
- 実施時期 令和8年3月中旬
- 手 続 等 世帯主宛てに対象者分の商品券を郵送します。
- お問合せ 経営戦略課企画調整係 ☎88-8258

水道基本料金減免事業

- 内 容 水道料金の基本料金とメーター使用料について、4か月分を減免します。
- 対 象 者 町の水道を利用している全ての水道契約者（町民、企業） ※官公庁を除く
- 実施時期 令和8年9月請求分から12月請求分まで
- 手 続 等 減免後の水道料金で請求します。 ※申請手続は不要
- お問合せ 上下水道課総務経営係 ☎75-6025

その他

各事業の手続等の詳細については、事業ごとに個別にお知らせします。

■お問合せ 経営戦略課戦略推進係 ☎88-8236

ふじさき生活応援商品券（第4弾） 「取扱店」を募集します

食料品等の物価高騰対策として、「ふじさき生活応援商品券（第4弾）」を発行することに伴い、商品券取扱店を募集します。



- **募集期限** 2月9日（月）まで（取扱店一覧チラシに掲載のため）
※期限以降も受付はしますが、チラシには掲載されません。 ホームページはこちら▲
- **申込方法** 町商工会ホームページにて「取扱店登録申請書兼誓約書」をダウンロードいただき、必要事項をご記入の上、町商工会へ持参又はFAX（75－2316）にてお申込みください。

※令和7年に実施した「ふじさき生活応援商品券（第3弾）」に取扱店登録をされた事業所へは、町商工会より事前に取扱店募集案内を送付します。

■ **お問合せ** 経営戦略課企画調整係 ☎88－8258



水道管の凍結にご注意ください



気温が0℃からマイナス3℃以下になると、水道管が凍結し破損することがあります。各ご家庭での水道管の凍結防止対策をしてくださるようお願いします。

漏水、水道管の破裂などの修理は町指定工事業者をご利用ください

凍結による水道管の破裂や漏水、その他給水管や水道メーター等の給水装置に関する工事を行う際は、必ず町指定の給水設備工事業者に依頼してください。

詳細はこちら▶



◆町内の給水設備工事業者

工事業者	連絡先
(有)藤崎水道	75-2464
(有)工藤設備工業所	75-4712
アサノカンスイ(株)	75-4970
高木水道工業所	65-2345
(有)藤村設備	75-2067
アール住設	55-0583
吉田設備	65-2097
(有)村上土木	88-5317

(※順不同)

冬期間の水道メーター付近の除排雪について

冬期間中の水道の使用申込み(開始・中止)をする際は、業務の円滑な遂行のため水道メーター付近の除排雪のご協力をお願いします。(積雪による除排雪作業のため指定日に使用できない場合があります。)

水道メーターの場所については、上下水道課で確認ができますのでお申出ください。

■ **お問合せ** 上下水道課 ☎75－6025

町県民税・所得税の申告が始まります

申告は、町県民税や所得税を計算するための資料となるだけでなく、国民健康保険税、介護保険料等の算定資料となるほか、福祉・年金・児童手当等の受給に必要な各種証明書を発行する際の資料となる重要な手続きです。未申告や誤った申告で不利益を受けることのないよう、期間内に正しく申告して下さるようお願いいたします。

なお、申告が必要かわからない場合は広報1月号又は町ホームページで確認するか、税務課住民税係にお問合せください。

申告受付の期間等

- 期 間 2月10日(火)～3月16日(月) ※土日祝日除く
- 時 間 午前8時15分～午前11時、午後1時～午後3時
※2月27日は午後4時まで、3月16日は午前で終了。
- 受付会場 役場3階 中会議室(申告会場:大会議室)



詳しくはこちら▲

●申告受付日程

混雑緩和のため、町内ごとに受付日を指定しています。2月27日(金)は全町内対象となりますので、町内の指定日に来庁できない方は全町内対象日にお越しください。

※3月16日(月)も全町内対象ですが、諸事情により、指定日に申告が出来なかった方のご来庁を想定しています。

受付日		対象町内名		受付日		対象町内名	
2/10	火	西豊田一丁目・二丁目・三丁目・若柳	常盤	2/27	金	全町内	
2/12	木			3/2	月	仲町・矢沢	下町・若松
2/13	金			3/3	火	木挽町・葛野	中島・下俵舂
2/16	月	舟場・曲新田・朝日町・館川町	3/4	水	柏木堰・福左内		
2/17	火	表町・横町・亀岡・俵舂	榊・小学校通り	3/5	木	白子・徳下	福島・西田
2/18	水			3/6	金		本町・伝馬・林崎
2/19	木	新町・吉向・三ツ屋	水沼・富柳・福館	3/9	月	緑町・藤越	
2/20	金			3/10	火		
2/24	火	みつや・小畑	久井名館・亀田	3/11	水	矢沢	
2/25	水			3/12	木		
2/26	木	仲町・矢沢		3/13	金	全町内 ※午前で終了	
3/18(水))	町県民税申告のみの方(所得税の申告が不要な方)は左記の期間も税務課窓口で受付します。 ・令和7年中の収入がなかった方 ・年末調整された給与以外の所得が20万円以下の方 ・公的年金等の収入が400万円以下で、年金以外の所得が20万円以下の方 など ※3月17日以降は所得税の申告受付ができませんので、所得税の納付又は還付が発生した場合は、ご自身で税務署に申告書を提出していただきます。					
3/27(金)							
※土日祝日除く							

●申告に必要なもの

「藤崎町申告受付票」に必要な事項を記入して受付に提出してください。

その他の持参物は「藤崎町申告受付票」裏面の「申告持参物チェックシート」でご確認ください。

「藤崎町申告受付票」は広報ふじさき1月号に折込みしたほか、税務課、常盤出張所で配付しています。町ホームページ(<http://www.town.fujisaki.lg.jp/>)にも様式を掲載していますので活用ください。

●税務署での申告となる方

- ・住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）を初めて受ける方
 - ・事業所得があり、青色申告している方
 - ・建物を売却した方
 - ・株式の譲渡所得や配当所得の申告をする方
 - ・先物取引や暗号資産による所得がある方
 - ・死亡した方の所得税の確定申告をする方
- ※上記の内容の申告は、黒石税務署に予約の上、確定申告またはe-Taxで電子申告して下さるようお願いいたします。

●町県民税申告の郵送又は持参による受付

町県民税申告は郵送又は持参でも受付しています。町県民税の申告書は、税務課、常盤出張所及び町ホームページにも掲載していますので、申告書を記入の上、税務課住民税係宛に郵送又はご持参ください。

なお、郵送の場合は申告書の控えを送りますので、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

また、申告書の内容で確認したいことなどがあった場合には、電話などでご連絡させていただく場合があります。

詳しくは町ホームページをご確認ください。▶



■お問合せ 税務課住民税係 ☎88-8124

黒石税務署からのお知らせ

確定申告に係る納付は、「振替納税」が大変便利です。詳しくは、国税庁ホームページ「確定申告特集」の「税金の納付や還付手続について」をご確認ください。

●令和7年分の申告・納付の期限

- ・申告所得税及び復興特別所得税・贈与税 3月16日（月）
※振替納税による振替日（※贈与税を除く） 4月23日（木）
- ・消費税及び地方消費税 3月31日（火）
※振替納税による振替日 4月30日（木）

※期限を過ぎて申告をすると振替納税や延納制度が利用できなくなるほか、加算税がかかる場合があります。また、期限を過ぎて納付をしたり振替日に振替口座の残高不足等で振替できなかった場合には、延滞税がかかる場合があります。

●申告書作成会場について

申告書作成会場（黒石税務署）の開設期間は、2月16日（月）から3月16日（月）までです。

申告書作成会場では、ご自身のスマホとマイナンバーカードを利用した申告の指導を行っています。会場への入場には、入場整理券が必要ですが、入場整理券は会場での当日配付とLINEによる事前発行があります。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。▶

※確定申告は、スマホ（又はパソコン）とマイナンバーカードを利用して、

自宅からe-Taxで24時間申告することができますので、ぜひご利用ください。



■お問合せ 黒石税務署 ☎52-4111

自動車税（環境性能割）の減免制度のお知らせ

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育（愛護）手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方又はその方と生計を一にする方が、これらの手帳の交付を受けている方の生業、通院、通学などのために自動車を利用している場合で、その障がいの程度や自動車の使用状況などが一定の条件に該当するときには、申請により自動車税（環境性能割）の減免を受けることができます。

詳しくは次の問合せ先までお問合せください。

■お問合せ 中南県税事務所納税管理課 ☎32-4341

民生委員・児童委員が一斉改選されました

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣及び青森県知事から委嘱を受けて、介護・障がい・児童など福祉に関する相談や、町・社協との連絡調整役として活動しています。福祉に関する悩みごとや心配ごとがありましたら、お気軽にご相談ください。



12月16日開催
藤崎町民生委員・児童委員委嘱状伝達式及び組織会▶

●民生委員・児童委員（任期：令和7年12月1日～令和10年11月30日）

担当地区	氏名	担当地区	氏名
舟場・表町	工藤 秀子	福館	川口 鉄春
みつや	工藤 孝雄	富柳	赤平 文弘
仲町・曲新田	竹嶋 暉子	久井名館	佐藤 敏子
木挽町・横町	須藤 千代子	水木（派立・横町）・ 増館字宮元の一部	佐藤 薫
朝日町	欠員	水木（表町・新町・水上団地）・ 増館字若柳の一部	猪股 兼義
本町・館川町	木村 トモ子	福左内	横山 浩子
下町	加川 實	榊（旧国道の北側）	工藤 義美
新町	野呂 俊一	榊（旧国道の南側）	高木 靖子
伝馬	齋藤 ひとみ	亀田	小田桐 泰英
葛野	天内 則子	若松	欠員
緑町・白子	平田 千秋	常盤	欠員
藤越	木村 和子	（上町・駅前・本町・富田の一部） 常盤（梅田町・富田の一部）・ 若柳	三浦 和加子
林崎	成田 知子	西田・小学校通り	小野 信幸
中島・小畑	成田 忍	福島（横町・新八町）	奈良岡 淑子
矢沢	欠員	福島（縦町・田中）	古川 徹
水沼・東町	加福 ちよ子	徳下・三ツ屋	山内 正光
中野目	村上 年子		
吉向・亀岡・西中野目	佐藤 ツエ		
俵舂・下俵舂	福土 好江		
柏木堰	中村 みづ子		
西豊田一・二・三丁目	藤田 則明		

●主任児童委員（任期：令和7年12月1日～令和10年11月30日）

児童福祉に関し専門的に担当する委員として、児童相談所や学校などと連携を図り、子育て支援活動等を行います。

担当地区	氏名	担当地区	氏名
藤崎中学校区域	佐藤 美華	明德中学校区域	進藤 恵美子

※相談などで知り得た情報については秘密を厳守します。

※お住まいの地域を担当する民生委員・児童委員の連絡先については、福祉課へお問合せください。

■お問合せ 福祉課福祉係 ☎88-8195

もらい忘れていませんか？ ふじさき移住すまいづくり支援金のお知らせ

町外から転入した移住者で、新築又は中古住宅を取得し定住する世帯を支援します。

●補助額 一律50万円

●対象者の主な要件

（次のいずれにも該当すること）

- ・町外に3年以上住所を置き、その後町内に転入し3年未満の方
- ・市区町村税を滞納していない方
- ・町内会に加入し、3年以上定住する意思がある方 など

※対象者・対象住宅・申請書類
など支援金の詳細はこちら▶



●対象住宅の主な要件

（次のいずれにも該当すること）

- ・住宅の床面積は居住用部分が40㎡以上である
- ・住宅の建築・購入に係る費用が500万円以上である
- ・住宅・土地の購入契約相手は、1親等以内の親族ではない など

■お問合せ 経営戦略課戦略推進係 ☎88-8236

筋力維持のための介護予防教室に参加しませんか？

この教室では、3か月間で運動機能の向上を目指し、理学療法士がトレーニングやストレッチ運動などを指導します。フレイル予防を目的とした「筋力あつぷ教室」のほか、さらに活発な筋力維持を目的とした「アクション教室」も開催します。長時間の歩行が辛くなった、段差につまずくことが増えたなど、身体の衰えを感じている方はぜひ参加してみませんか。各教室への参加申込後、地域包括支援センター職員がご自宅を訪問し利用契約を行います。あわせて、生活状況の聞き取り、目標設定、ケアプラン（利用計画）作成を行います。

筋力あつぷ教室（フレイル予防）

- 日 時 5月～7月の毎週金曜日 午後1時30分～午後3時
- 場 所 とさわ会病院
- 対象者 申込後に基本チェックリスト（簡単な質問票）を行い、生活機能の低下がみられる65歳以上の方（※定員8名）
- 申込締切 3月19日（木）
- 送 迎 ケアプランにおいて送迎が必要とされた方は送迎も可能です。※要相談

アクション教室（プレフレイル予防）

※プレフレイルとは、加齢に伴う健康状態の低下が進行している状態であり、完全なフレイル（虚弱）になる前の段階をいいます。

- 日 時 4月～6月の毎週金曜日 午後1時～午後2時
- 場 所 Action Conditioning&Fitness
（アクション コンディショニング&フィットネス）藤崎町大字常盤字富田21-6
- 対象者 申込後に基本チェックリスト（簡単な質問票）を行い、生活機能の低下がみられる65歳以上の方（※定員3名）
- 申込締切 2月20日（金）
- 送 迎 原則、自家用車等でアクション教室まで来ることができる方を対象としますが、免許がない方等で、ケアプランにおいて送迎が必要とされた方は送迎も可能です。

※参加費は無料です。

※定員を超えた場合は、「筋力あつぷ教室」は9月以降、「アクション教室」は7月以降の教室の参加となります。

■申込み・お問合せ 福祉課介護保険係 ☎88-8198
町地域包括支援センター ☎65-4155

青森県交通災害共済「1日1円」に加入しませんか

「1日1円」でおなじみの青森県交通災害共済は、交通事故による被災者を救済するためにつくられた制度で、日本全国どこで起きた交通事故でも、ケガの程度に応じて見舞金等をお支払いします。もしもの交通災害に備え、加入しませんか。

- 共済期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- 会 費 350円（1人）
- 対象となる交通事故
自動車、バイク、自転車などの道路交通による人身事故
- 申込方法
加入票は町内会から各家庭に配布されますので、加入を希望する方は必要事項を記入の上、会費を添えて各町内会にお申込みください。
- 予約加入受付期間
2月2日（月）～3月31日（火） ※土日祝日を除く
※予約加入受付期間が過ぎても総務課防災係又は常盤出張所において随時受付しますが、共済期間は加入した日時から令和9年3月31日までとなります。
※町内の保育所・こども園の園児、小・中学校の児童・生徒は、通っている保育所・こども園、学校で加入の申込みをしてください。（学童団体からの申込みの場合、会費が300円（1人）となります）

■お問合せ 総務課防災係 ☎88-8295

頑張る中小企業を **全カサポート!!**

21あおもり 経営支援コラム

Vol. 8

21あおもり産業総合支援センター（青森市）では、県内の中小企業者の皆さまの創業、売上拡大、経営改善、事業承継など経営に関する様々な相談に応じています。

今回は、青森県事業承継・引継ぎ支援センターについて紹介します！

意外な組み合わせ

令和6年4月、八戸市の「青森つばめプロパン販売（株）」が同じ八戸市の明治創業の老舗醤油店「高村醤油本店」を引き継ぎました。

高村醤油本店は3代目代表が70歳を過ぎ、後継者がおらず廃業の危機にありましたが、長年のファンがいることや製品を学校給食にも提供していることから、引き受け手を求めて青森県事業承継・引継ぎ支援センターに相談にきました。

一方、つばめプロパンは、事業の多角化を進めるためにセンターに相談にきていました。センターが仲介し両社の代表者を引き合わせ、数回の面談を経て事業の引き継ぎが決定しました。



第三者承継のメリット

高村醤油本店は廃業することなく、多くのファンを持つ伝統の味は残されることになりました。

さて、なぜつばめプロパンは異業種の醤油メーカーを引き継いだのでしょうか。

実は、つばめプロパンは灯油を販売し、ポリタンク2缶から県南地域一体と岩手県北地域まで無料で配達する事業を展開していることが関係しています。

同社の経営理念は「地域に密着したサービスでお客様の暮らしをサポートします」。この理念を実現するため、同社は地域の変化や暮らしの課題にも目を向けてきました。

現在、お年寄り世帯がどんどん増え、重い物を持ち運ぶことが大きな負担になっています。そんな方々の役に立ち、色々なものをお届けすることで地域に貢献したいと、酒販店を買収し、ビール、お酒、さらには水も配達商品に加えており、今回は醤油を新たに配達することにしました。

醤油を配達可能な商品に加えたことで、新規のお客様の開拓につながりました。

さらに、醤油のギフトボックスを新商品として開発し、販売を開始しました。企画した社員は今まで経験のなかった新商品開発に取り組むことができ喜んでいそうです。

このように第三者承継は、**双方にメリットをもたらすウインウイン関係をつくり**、それまで以上に**双方が発展する可能性を秘めている**ということです。

当センターはこのような第三者承継のお手伝いをすべて無料で行っています。

後継者不在のお悩みを抱えている方は、ぜひお気軽に当センターにご相談ください。

■お問合せ

青森県事業承継・引継ぎ支援センター ☎017-723-1040





図書館だより

町図書館大夢
☎ 75-2288
開館時間
9:00～17:00

最新着図書 ※都合により、一部納期が遅れることがあります。

一般図書

- 畑で使える!有機資材とことん活用術 和田 義弥/著
- 武家女人記 砂原 浩太郎/著
- シュレディンガーの殺人者 市川 哲也/著
- ボスボラス死者たちの海峡 川瀬 美保/著
- 昭和の女帝 千本木 啓文/著
- メゾン美甘食堂 水生 大海/著
- I 道尾 秀介/著
- しっぽのカルテ 村山 由佳/著
- 再誕の書 キアヌ・リーヴス/著
- 夜の図鑑 三オブックス/出版
- 伝え方ひとつで変わるわたしの毎日 Emi/著
- 粥百選 高梨 尚之/著ほか
- 丸シール遊びBOOK すーたろうママ/著

児童図書

- あ、ここどうぞ。 くすのき しげのり/作
- となりのせきのおともだち はしもと えつよ/作・絵
- ひみつの湖 カレン・イングリス/作
- 脳がだまされる!? だまし絵の科学 竹内 龍人/著

郷土図書

- 推しとともに去りぬ 成田 名璃子/著
ほか

2月の休館日

2日(月)・9日(月)・16日(月)～20日(金)・24日(火)・27日(金)

※2月17日(火)～20日(金)は蔵書点検、27日(金)は図書整理のため休館となります。

※休館日に図書を返却する場合は、正面玄関脇の返却ポストをご利用ください。

※蔵書点検期間は1年1回館内すべての本の所在・汚破損等の確認を行っています。ご不便をおかけしますが、ご協力をお願いします。蔵書点検期間中に本の貸し出しはできません。

※「県立図書館オンラインサービス・遠隔地返却サービス」をご利用の方は、ふれあいずーむ館窓口へお越しください。

お知らせ

おはなし は・る・よ・こ・い

- いつ 2月14日(土) 午前10時～午前11時
- どこで 常盤生涯学習文化会館
- おはなし ときわっ子本の会
- テーマ 「さむくても心はほっこり」
- 対象 児童、おはなしの好きな方
- ▶ おはなしいろいろ ♪ みんなできてね～



おはなしのとびら

- いつ 2月21日(土) 午前10時～午前11時
- どこで 図書館
- おはなし わっこの会
- テーマ Smiles for All
- ～くすっとわらえるおもしろいおはなし～
「いいから いいから」ほか



クリスマスおはなし会開催しました!

12月6日(土) ふれあいずーむ館で「おはなしるんるん」さんによるおはなし会を開催し、約35名の親子が楽しみました。エプロンシアター、クイズ、探し絵など、心がポカポカとあたたかくなるおはなし会となりました。



クリスマスカードありがとう!

12月に藤崎中学校生によるクリスマスカードが届きました。一枚一枚が個性的でとても見ごたえのある作品でした。心のこもった素敵な贈りものをありがとうございました。



紫柳社

川柳

栗ごはんしくじりました仏様
佐々木 トミエ

失敗を笑って語って酒のあて
ちよちよじ

信じ合う仲間がカバーミスシヨット
木村 羊川

目の前の儲け話に乗り失敗
成田 波麻

他人様の失敗裏でする拍手
清水 川魚

幾年も負を重ねてのノーベル賞
新谷 結城

失敗を重ね私は人になる
田中 さち子

エジソンになるには失敗あといくつ
滝扇

国民年金前納割引制度（口座振替 前納）について

「国民年金保険料の納付をすっかり忘れて納付期限を過ぎていた」「忙しくて金融機関の窓口やコンビニエンスストアで支払う時間がない」という方は、便利な口座振替をご利用ください。

●口座振替による前納には次の6種類があります

まとめて前払い（前納）すると、保険料が割引されるのでお得です。

【令和7年度の振替方法別割引額】 ※割引額は納付書により毎月納付した場合と比較した額です。

振替方法	1回あたりの納付額	割引額	振替日
①2年前納、②2年前納（4月開始）	408,150円	17,010円	4月末日
③1年前納	205,720円	4,400円	
④6か月前納	103,870円	1,190円	4月末日、10月末日
⑤当月末振替（早割）※本来の納期限より1か月早く口座から振替する方法です。	17,450円	60円	納付対象月の当月末日
⑥翌月末振替	17,510円	なし	納付対象月の翌月末日

※2年前納：初回振替時に翌年度3月分までの保険料をまとめて振替する方法

2年前納（4月開始）：2年分（24か月分）の保険料を最初の4月にまとめて振替する方法

最初の4月が到来するまでの保険料は、毎月末日に1か月分ずつ振替。（割引なし）

●口座振替での前納の申込みについて（いつでも申込み可能です）

- ・書面による申込み手続き

弘前年金事務所又は住民課国保年金係で可能です。

口座振替を希望する金融機関の通帳と通帳届出印が必要になりますので、ご持参ください。

- ・オンラインで申込みをする場合

マイナポータルを経由し「ねんきんネット」上で手続きをすることで申込みが完了します。書類の提出は不要です。

※直近の4月から2年前納の開始を希望する場合は、「2年前納（4月開始）」を選択し、2月末（必着）までに申出書を日本年金機構に提出してください。

●注意事項

- ・すでに口座振替により前納されている方は、再度のお申込みは不要です。

※振替の種類を変更される場合は、再度申込みが必要。

- ・保険料を一部免除された方は、口座振替の前納制度はご利用できません。（翌月末振替のみ可能）

- ・口座振替開始の際に届く「国民年金保険料口座振替開始（変更）通知書」又は、毎年4月中旬～下旬に届く「国民年金保険料口座振替額通知書」で、実際に口座から引き落としされる金額を確認し、残高不足とならないようにご注意ください。

■お問合せ 弘前年金事務所 ☎27-1339

住民課国保年金係 ☎88-8179

国民健康保険税（国保税）の滞納にご注意を

特別な事情もなく国保税を滞納し、納付相談などにも応じない場合は、未納期間に応じて次のような措置がとられます。国保税の滞納は、国民健康保険の運営に支障をきたし、加入者全員に迷惑をかけることとなります。国保税は期限内に必ず納めましょう。

①督促状の送付

納期限を過ぎると督促が行われ、延滞金などを徴収される場合があります。速やかに納めましょう。

1年以上滞納

②特別療養費の支給対象者への変更

医療機関での支払いがいったん全額自己負担となる特別療養費の支給対象者へ変更となる場合があります。

どうしても納付が困難なときは相談を

特別な事情により国保税の納付が困難なときには、国保税の分割納付などができる場合があります。滞納のままにせず、税務課収納係にご相談ください。



■お問合せ 資格に関すること 住民課国保年金係 ☎88-8179
納付に関すること 税務課収納係 ☎88-8151

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

「高額介護合算療養費の支給申請のお知らせ」の送付について

後期高齢者医療制度に加入している方で、医療費と介護サービス費の自己負担額の1年分（令和6年8月1日～令和7年7月31日）の合算額が限度額（※表参照）を超えた場合、その超えた金額が支給されます（500円以下の場合の対象外）。世帯内に後期高齢者医療制度に加入している方が複数いる場合は、世帯で合算して支給額を計算します。

支給要件に該当すると思われる世帯には、2月下旬（予定）に青森県後期高齢者医療広域連合から「支給申請のお知らせ」を送付します。お知らせが届いた方は申請してください。

対象期間中に後期高齢者医療制度に加入した方や転入してきた方等がいる世帯には、支給対象となる世帯でも「支給申請のお知らせ」が送付されない場合がありますので、対象になるとと思われる方はお問合せください。

所得区分		後期高齢者医療 ＋介護保険	
現役並み所得Ⅲ	課税所得690万円以上の方	212万円	
現役並み所得Ⅱ	課税所得380万円以上690万円未満の方	141万円	
現役並み所得Ⅰ	課税所得145万円以上380万円未満の方	67万円	
一般Ⅰ	一般Ⅱ	他の所得区分に当てはまらない方	56万円
低所得Ⅱ		世帯員全員が住民税非課税の方	31万円
低所得Ⅰ		世帯員全員が住民税非課税の方のうち、世帯員全員の各所得金額が0円の方（公的年金の場合は収入が年額80.67万円以下）	19万円

●申請に必要なもの

- ・支給申請書
- ・支給申請のお知らせ
- ・マイナ保険証又は後期高齢者医療資格確認書
- ・介護保険被保険者証
- ・個人番号確認書類（マイナンバーカード又は通知カード）
- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、住基カード、障がい者手帳等）
- ・印鑑（認印）※申請者と受領者が異なる場合は両者分
- ・通帳（又は通帳の写し）等口座情報のわかるもの

■お問合せ 青森県後期高齢者医療広域連合 ☎017-721-3821
住民課国保年金係 ☎88-8179

医療費通知書の送付・コールセンターの設置について

医療費通知書は、ご自身の受けた医療の状況を知っていただくためにお送りするお知らせです。

今年度より医療費通知書を活用して医療費控除の申告をされる方々の利便性向上のため、年2回送付します。

2月中に確定申告される方は、11か月分の医療費通知書と医療機関発行の領収書（12月診療分）をご活用ください。

また、マイナンバーカードをお持ちの方は、確定申告に活用するための1年分の医療費通知情報を、例年、2月9日からマイナポータルで取得可能です。

- 送付時期 1回目：2月中旬（1月～11月診療分記載）
- 2回目：3月中旬（12月診療分記載）

■お問合せ 後期高齢者医療費通知書コールセンター ☎0120-905-244

- ・受付期間 2月2日～3月19日まで（土日祝日を除く）
- ・受付時間 午前9時～午後5時

※お電話の際は、被保険者番号がわかるもの（資格確認書等）をご用意ください。

Jアラートの訓練放送を行います



Jアラート（全国瞬時警報システム）とは、大規模な自然災害や弾道ミサイル攻撃などの情報を、町防災行政無線を通じて国から住民へ直接瞬時に伝達するシステムです。国では、緊急時における住民への情報伝達体制に万全を期すため、Jアラートの全国一斉情報伝達試験を行います。

- **放送日時**
2月6日（金） 午前11時
※災害等の状況により放送を中止する場合があります。
- **放送内容**
①上りチャイム音
②「これは、Jアラートのテストです。」（3回繰り返し）
③「こちらは、防災藤崎広報です。」
④下りチャイム音
- **お問合せ** 総務課防災係 ☎88-8295

令和8年4月1日から住所・名前の変更登記が義務化されます

所有権の登記名義人の住所や氏名の変更登記がされないため、登記簿を見ても所有者の住所や氏名が分からない「所有者不明土地」が全国で増加し、社会問題となっていることから、令和8年4月1日から、これまで任意だった住所、氏名及び会社・法人の名称の変更登記が法律上義務化されます。

これにより、所有権の登記名義人は、住所、氏名及び会社・法人の名称の変更の日から2年以内に、変更登記を法務局に申請する必要があります。

また、令和8年4月1日より前に変更があった場合も対象となり、令和10年3月31日までに変更登記をする必要があります。

※正当な理由がないのに住所等変更登記をしない場合は、5万円以下の過料が科される可能性があります。詳しくは、法務省ホームページを確認又は最寄りの法務局（予約制の手続案内を実施中）や登記の専門家である司法書士にご相談ください。

- **お問合せ** 青森地方法務局登記部門
☎017-776-6231
（音声案内2番）
青森地方法務局弘前支局 ☎26-1150



お済みですか？ 相続登記の申請が義務化されました

相続登記がされないため、登記簿を見ても所有者が分からない「所有者不明土地」が全国で増加し、社会問題となっていることから、令和6年4月1日から、これまで任意だった相続登記が法律上義務化されました。

これにより、相続人は、不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登

記を法務局に申請する必要があります。

また、遺産分割の話合いで不動産を取得した場合にも、遺産分割から3年以内に、登記をする必要があります。

※正当な理由がないのに相続登記をしない場合は、10万円以下の過料が科される可能性がありますので、早めの相続登記申請をお勧めします。

詳しくは、法務省ホームページを確認又は最寄りの法務局（予約制の手続案内を実施中）や登記の専門家である司法書士にご相談ください。

- **お問合せ** 青森地方法務局登記部門
☎017-776-6231
（音声案内2番）
青森地方法務局弘前支局 ☎26-1150



ご存じですか？ 法務局の自筆証書遺言書保管制度

自筆証書遺言書保管制度とは、皆さんが作成した自筆証書遺言書を法務局に預けることができる制度です。法務局が遺言書を大切に保管しますので、遺言書の紛失や誰かに改ざんされるといった心配もありません。遺言書があれば自身の財産を確実にご家族等に託すことができ、相続をめぐるトラブルも未然に防止することができます。

また、遺言者が亡くなった後に、ご自身が指定した方へ「法務局で遺言書を保管している」旨の通知を送付するサービスもありますので、誰からも遺言書の存在を気づいてもらえなかったという心配もありません。

遺言を検討されている方は、ぜひこの制度をご利用ください。

詳しくは、法務省ホームページを確認又はお問合せください。

- **お問合せ**
青森地方法務局供託課 ☎017-776-6231
青森地方法務局弘前支局 ☎26-1150



講師・スクールサポートスタッフ 募集のお知らせ

公立小・中学校において、令和8年度に児童・生徒の指導に当たる講師（臨時的任用職員）と教員に代わって教材の準備等を行うスクールサポートスタッフ（週15時間又は週10時間勤務）を募集しています。

- **応募資格**
 - ・講師：小中学校の教員免許状を所有している人
※「臨時免許状」を授与することにより、所持免許状以外の校種・教科の指導ができる場合があります。
 - ・スクールサポートスタッフ：資格等不要
- **応募方法** 二次元コードから「青森県公立学校臨時的任用職員申請書」を提出してください。

- **お問合せ** 県教育庁中南教育事務所
☎32-4451



五能線設備メンテナンスに伴う 列車の一部運休について



JR秋田支社では、設備の適切な維持管理のため、3月の日中時間帯に、五能線（能代駅～鱒ヶ沢駅間）でまくらぎなどを交換する設備メンテナンスを実施します。これに伴い、一部の列車に区間運休が発生します。なお、代行輸送は行いませんので、ご理解とご協力をお願いします。

●運休日（工事実施日）

3月18日（水）、19日（木）、23日（月）～26日（木）、30日（月）、31日（火）

●運休列車・区間

	発	発時間	行先	区間
上り	鱒ヶ沢	8:33	能代	鱒ヶ沢～能代
	鱒ヶ沢	11:51	深浦	鱒ヶ沢～深浦
	鱒ヶ沢	14:01	深浦	鱒ヶ沢～深浦
	深浦	14:42	能代	深浦～能代
下り	深浦	9:29	鱒ヶ沢	深浦～鱒ヶ沢
	能代	11:05	鱒ヶ沢	能代～鱒ヶ沢
	深浦	15:12	鱒ヶ沢	深浦～鱒ヶ沢

■お問合せ

JR東日本お問合せセンター ☎050-2016-1600

資料館あすか 催し物のお知らせ

企画展「高木志朗・円平仁版画展」

当町出身の二人による木版画展です。それぞれが制作された馬の作品や円平仁の新しく額装された作品も展示していますのでお楽しみください。

●日 時 2月23日（月・祝）まで
午前9時～午後4時30分

●休 館 日 月曜日（祝日の場合は翌平日）

●入 館 料 無料

■会場・お問合せ

常盤ふるさと資料館あすか ☎65-4567

障がいのある方の様々な活動を 紹介します

町社会福祉協議会では、障がいのある方や障がい福祉サービスに理解や関心を深めてもらうため、町内外の障がい福祉サービス事業所の活動を紹介します。（一部販売もあります。）

当日は「第21回藤崎町社会福祉大会」を開催していますので、あわせてご観覧ください。

●日 時 2月21日（土）午前11時～午後0時30分
※「藤崎町社会福祉大会」は午後0時30分より開催します。

●場 所 町文化センター1階 玄関ホール

●内 容

障がい福祉サービス事業所の製造品の紹介（販売）
（食品加工品、パン、雑貨、野菜など）

●その他 商品の数には限りがあり、なくなり次第終了となります。紹介・販売の内容が変更になる場合があります。

■お問合せ 町社会福祉協議会 ☎65-2056

宮下知事と対話しよう！ 「#あおばな」実施団体を募集します

宮下知事が出向いて県民の皆さまの声をお聴きする、県民対話集会「#あおばな」の実施団体を募集します。

●対 象 県内所在の10名程度の参加者が見込まれる団体など

●募集期間 2月13日（金）～2月27日（金）

●実施期間 4月20日（月）～6月30日（火）

●応募方法 専用応募フォームからお申込みください。

■お問合せ

青森県総務部広報広聴課

☎017-734-9138



青森県消費生活センターからのお知らせ 強引な訪問購入に注意！

業者が自宅に来て物品を買い取る「訪問購入」に関する相談が数多く寄せられています。「何でも買い取ります」と書かれた折り込みチラシを見て業者に連絡し、自宅に来てもらったところ、不要になった洋服などを査定してもらっても「買い取れない」と言われました。その一方で、売るつもりがなかった指輪などの貴金属について、強く売却を迫られ、買い取られてしまったという事例があります。

広告では「何でも買い取る」と表示しているにもかかわらず、実際には希望した物品は買い取らず、事前に承諾していない貴金属の売却を勧める行為には注意が必要です。

業者が強引に自宅に上がり込もうとしたり、売るつもりのない物を無理に持ち去ろうとしたりした場合は、ためらわずに警察を呼びましょう。

契約トラブルで困った時は、次の問合せ先に相談してください。

■お問合せ

消費者ホットライン ☎188（いちほちはち・いやや）

※お近くの消費生活センターにつながります。

広報ふじさき有料広告

除雪・排雪・雪下ろし

お任せください!!

屋根 | カーポート

溜まった雪山

代表
齋藤 啓大

遺品整理、生前整理

株式会社

お見積り・相談無料

プラスアルファ



080-5736-9994

藤崎町水木字水元111-1





藤崎町
ホームページ

\\CHECK \\



藤崎町観光情報サイト
ふじさんぽ

\\CHECK \\



藤崎町公式X

\\CHECK \\



3月号 健康係 カレンダー

満1歳のお誕生日を迎えたらMR（麻しん・風しん）の予防接種を受けましょう。また、すこやか健診等の日程一覧表は、町ホームページに掲載しています。

すこやか検診

3月5日(木)【1歳6か月児健診】

- 対象 令和6年7月～8月生
- 受付 個別に通知します。
- 場所 ふれあいずむ館
- 持ち物 母子手帳、子どもノート、問診票、バスタオル、おむつ等外出時に必要なもの

3月12日(木)【3歳児健診】

- 対象 令和4年7月～8月生
- 受付 個別に通知します。
- 場所 ふれあいずむ館
- 持ち物 母子手帳、子どもノート、問診票、バスタオル等

すこやか相談

3月17日(火)【母子健康相談】

- 個別相談 ※事前予約制
- 対象 妊産婦・生後3か月以上の乳幼児
 - 時間 9:15～12:00
 - 場所 町文化センター3階 和室
 - 内容 育児や発育発達について保健師や栄養士との個別相談ができます。
 - 持ち物 健診時の持ち物と同じ

子育てママサロン ※予約不要

- 対象 妊産婦及び生後3か月以上の乳幼児とその保護者
- 時間 9:30～11:00
- 場所 町文化センター3階 和室
- 内容 子育て親子同士の交流、子育ての情報交換

健康相談

3月4日(水)・18日(水)【こころの健康相談】

- 時間 9:00～12:00
- 場所 (4日) 常盤老人福祉センター
(18日) 藤崎老人福祉センター

3月6日(金)・13日(金)

【傾聴サロン おしゃべり&オレンジカフェ】

- 時間 13:00～15:00
- 場所 (6日) 藤崎老人福祉センター
(13日) 常盤老人福祉センター

町の人口と世帯数 1月5日現在

	人数/世帯数	前月比
男性	6,626人	-10
女性	7,465人	-17
合計	14,091人	-27
世帯	6,180世帯	-10

2月の町税等の納期

納期限は3月2日(月)です

- ・国民健康保険税 第8期
- ・介護保険料 第8期
- ・後期高齢者医療保険料 第8期

交通事故発生状況 12月31日現在

	件数	死者数	傷者数
町内 (前年比)	24件 (+2)	0人 (-1)	29人 (+2)
県内 (前年比)	2247件 (-31)	27人 (-16)	2725人 (-9)

戸籍の窓 12月提出分 ※この欄に載せたくない方は、届出の時に窓口に申し出てください。

お誕生おめでとうございます ()内保護者

西豊田三 工 藤 みなみ(数也) 西豊田三 小山 心遥(拓真)

お悔やみ申し上げます

矢 沢 新 谷 キンコ(97)	常 盤 高 橋 良(90)
小 畑 三 上 はるゑ(97)	西 田 松 岡 英 子(66)
西豊田三 浅 利 勇 藏(74)	榊 高 木 て る(91)
舟 場 齋 藤 千 樹(95)	小 畑 成 田 勝 世(80)
新 町 大 谷 武 美(83)	柏木堰 中 村 テツ子(81)
吉 向 海老名 ヨ シ(79)	本 町 平 野 繁 信(75)
常 盤 三 浦 フミエ(90)	



防災行政無線の放送を電話で確認できます

- 放送内容確認番号 ☎75-6371、6372
- お問合せ 総務課防災係 ☎88-8295

健(検)診を受診しましょう

- 受診期間 令和8年2月28日まで
- お問合せ 福祉課健康係 ☎88-8197



認知症サポーター養成講座 明徳中学校で開催しました

●認知症サポーター養成講座とは？

認知症の人やその家族を手助けする「認知症サポーター」を養成する講座です。12月3日に明徳中学校1年生40名が講座を受講し、認知症の方の症状や接し方などについて学びました。講師の説明やグループワーク、寸劇などを通して認知症への理解を深め、認知症の人に対して自分ができることを考える機会となりました。



自分にできることを考え発表しました



認知症サポーター養成講座を修了しました



認知症について知識を深めました

●認知症サポーターは延べ1,000人！

町では、これまでに延べ1,000人以上が「認知症サポーター養成講座」を受講しています。今後も認知症への理解や協力の輪を広げていき、認知症の人やその家族が安心して暮らせる地域づくりを目指します。

認知症サポーター養成講座の受講や認知症に関する相談など、お気軽にお問合せください。

- お問合せ 福祉課介護保険係 ☎88-8198 町地域包括支援センター ☎65-4155


町の気象状況を町ホームページから確認できます

町内の雨量や積雪状況について、町防災情報システムで確認できます。定点観測所を藤崎児童公園と福島公民館に設置しており、10分単位で気象状況が更新され、町ホームページからも閲覧できます。除雪や通勤通学の際にお役立てください。

- お問合せ 総務課防災係 ☎88-8295



ふじワン グランプリ 2025

- ★グランプリ 
- ★準グランプリ をご紹介!

グランプリ からあげ屋とんぼ

カラアゲバーガー
にんにくスペシャル 500円(税込)



ときわにんにくチップをトッピングした自慢のからあげをパンズではさみました。オリジナルの醤油ダレとマッチした絶品バーガーです。ぜひご賞味ください。

準グランプリ アントルメ佐藤菓子店

ミルクレープロール
400円(税込)



オリジナルの生クリームと三重県紀宝町の不知火ジュレを入れミルクレープロールにしました。半解凍で冷たいうちに召し上がるのをおすすめです。

長寿100歳おめでとうございます！

満100歳を迎えたお二人に、町から長寿顕彰状と長寿祝い金が贈られました。



能登谷 弘七さん（久井名館）

入所施設で、100歳を祝う会が開かれ、施設職員や家族に囲まれて和やかにお祝いが行われました。食事を自分でしっかり食べ、新聞も読むという元気な能登谷さん。ご家族は「これからも元気で長生きしてほしい」と話していました。



横山 ツナさん（水木）

若いころから農業に励み、1男2女を育て上げた横山さん。88歳まで農業に携わり、現在は孫8人、ひ孫9人に恵まれています。ご家族は「今のところ悪いところもなく、これからも元気に過ごしてほしい」と話していました。

功績を讃えて

叙勲褒章受章祝賀会



12月20日（土）、令和7年藤崎町叙勲褒章受章祝賀会が開催されました。春の叙勲で瑞宝双光章（消防功労）を受章した浅瀬石 潤悦氏、秋の叙勲で瑞宝双光章（消防功労）を受章した五十嵐 睦三氏、秋の褒章で藍綬褒章（更正保護功績）を受章した佐藤 誠氏をお祝いしました。

1年の願いを込めて、年縄を奉納

常盤八幡宮年縄奉納行事

1月1日（木）、常盤コミュニティ協議会（会長 石澤 貴幸）が常盤八幡宮に年縄を奉納しました。昨年と同様、「清裸参拝（裸参り）」は断念しましたが、軽トラックに年縄を乗せ、ときわはやし保存会による登山囃子とともに、常盤地域内を一巡しました。その後、常盤八幡宮へ年縄を奉納し、五穀豊穡や家内安全、無病息災の願いを込めて年縄を鳥居に飾り付けました。



防火・防災の決意を新たに

藤崎町消防出初式



1月11日（日）、役場周辺において消防出初式が行われ、町消防団による放水訓練や分列行進、纏振りなどが実施されました。消防団長は「町民の命と財産を守るという確固たる意志を持ち、日々精進してほしい」と消防団員に呼びかけ、防火防災に対する決意を新たにしました。



広報ふじさきに関するご意見・ご要望は、経営戦略課企画調整係までお寄せください。

●編集・発行 藤崎町経営戦略課企画調整係 〒038-3803 青森県南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目1番地

☎0172-75-3111 (代表) / ☎0172-88-8258 (企画調整係直通) / FAX 0172-75-2515 ●藤崎町HP: <http://www.town.fujisaki.lg.jp/>